

総務文教常任委員会

H 2 4 . 2 . 2 1 (火)

午後 3 時 3 0 分 ~

第 3 委員会室

1 開 議

2 暴力団排除条例について

○市執行部各課からの意見について

○関係団体からの意見について

3 その他

次回の日程について

暴力団排除条例に係る各課意見等

項 目	企画政策課	夢ビジョン推進課	執行管理課	人権啓発課	総務課	自治防災課	学校教育課
現行制度との問題点及び調整方法	特になし	特になし	特になし				
条例の実効性についての意見	特になし	暴力団排除のため、市民や行政等が協働で取り組むことができるような体制を構築することが、条例の実効性を高めていくために必要であると考える。	<u>第 2 条関係 暴力団員等の把握が困難である。</u> <u>第 9 条関係 下位の下請の実態を把握することは困難である。</u>	暴力団員であるかどうかの確認方法の確立が求められる。不明確な根拠で特定個人を暴力団員として社会的排除を行うことは、人権擁護の観点から問題があると思われる。			第 1 5 条 高等学校、中等教育学校など、市立以外の学校においては、教育的な措置を講ずることができない。
その他意見	<u>< 第 8 条関係 ></u> <u>○ 公の施設の管理に係る排除規定が必要ではないかと考える。</u> <u>（ 公の施設の管理における暴力団排除 ）</u> <u>< 優先適用 ></u> <u>○ 市が設置する公の施設について、各施設条例に対して優先適用となる規定を設けることが必要ではないかと考える。</u>	○ 亀岡市内の少年非行の発生率が増加しており、昨年は亀岡市が府内ワースト 1 位となった。平成 2 3 年に入り、さらに市内の少年犯罪が増加傾向にある。軽い気持ちで暴力団等と関わり、犯罪を起こすような行為を見過ごすことは、行為者の規範意識の低下を著しく助長し、最終的には悪質重大な外傷行為を伴う暴力犯罪を犯す入り口（ゲートウェイ）となることにもなりかねない。 そのため、「第 5 章 青少年の健全育成をを図るための措置」にも記載されているように、青少年に対する教育等を推進し、市民が地域で安全で安心して暮らしていけるよう、ＳＣの観点からも暴力団排除条例は必要であると考える。 ○ 条例 第 9 条 3、4 の表現が分かりにくい。	<u>暴力団であるかどうかの情報は警察だけでしか判断できないため、照会・回答に日にちを要する。</u>	・暴力団員の家族（特に子ども）について、第 1 7 条の対象として認識されるよう明確化すべき。 ・[第 2 条（ 5 ）市民等] について “ 市民（市内に住所を有する者） 市内に滞在している者（市内への通勤者、通学者等）及び事業者（市内で事業を行う個人及び法人をいう。）” とすべき。	第 9 条は、請負業者等に罰則をもつて義務を課す重要な条項ですが、第 3 項 及び 第 4 項（ 誓約書の徴収・保管が義務化される範囲 ）の規定表現がわかりにくく、できる限りわかりやすい表現を検討してはどうかと考えます。	第 1 4 条の実際の運用については、十分な検討の必要性があると考えます。	
暴力団排除条例の趣旨の則り、暴力団排除条項の追加について検討可能な条例、規則等	<u>< 公の施設の管理について ></u> <u>○ 必要があれば、指定管理者との協定書や仕様書に盛り込むことも検討する必要があるため、今後の研究課題とする。</u>	特になし	特になし				

項 目	環境政策課	環境事業課	商工観光課	建築住宅課	上下水道総務課	水道課
現行制度との問題点及び調整方法	公共事業のみではなく、許認可権等を有している業務全般への条例適用を考える必要があるのではないかと。ただし、市が行う許認可事務であるものの欠格事由は法律で定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものは、排除できないが市の事務事業からの暴力団排除条項が必要である。 その他、暴力団事務所の開設及び運営の禁止、公共工事等に関する不当介入に係る報告、不動産の譲渡等をしようとする者の責務、不動産の譲渡等の代理又は媒介する者の責務、説明又は資料の説明（公安委員会への）、勧告、事実の公表、個人情報収集及び提供（個人情報収集と警察への提供）		条例（案）第２条第４号における具体的な確認（認定）はどうするのか。誰がするのか。		市との契約にかかわる多くの中小事業者には、なじみのない制度であるため、パブリックコメントなどでの事前の説明及び意見聴取の機会付与が必要であると考えます。	
条例の実効性についての意見	警察との連携が、ポイントではないかと考える。 市民と行政、行政間で情報共有しても、役に立たないのではないかと。 いかに早く、暴対法第２条第２項の指定暴力団なのか、また、同法第２条第６号に該当する者が知り得ることが、重要ではないかと。	実際に誰が暴力団員であるのか把握ができない。暴力団を排除するために、情報提供並びに情報開示の措置が必要ではないかと。			下請業者に暴力団員がいないことの誓約書の徴取に関し、暴力団員が公表されていない中では、その確認が困難であり誓約書を信用するしかないため、実際に虚偽記載があってもそのことを指摘できない面はあると考えます。（下請のすべての段階において、その都度、関係者を警察署にすべて確認することは、現実的には難しい。）	
その他意見	第６条の「必要な措置」とは何か。 市の事務事業も対象にした場合は、関係条例の改正や規則・要項に暴力団排除条項を整備する。 第９条第５項の金額設定は必要ないのではないかと。		第９条第５項にある「１５０万円未満はこの限りでない」について、条例制定の精神からすれば契約金額によらず誓約書を徴するべきと考えるが、１５０万円未満と金額を設定しているのはなぜなのか。	市営住宅の入居については、平成２０年３月議会において亀岡市営住宅管理条例の暴力団排除の規定を整備したところである。 これにともない、平成２０年５月２１日付で亀岡警察署長と「暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定書」を締結し、市営住宅入居申込者並びに同居しようとする者が暴力団員であるか否かの照会を行い、暴力団員の入居を防止している。	条例施行により、暴力団から「契約排除に対するいやがらせなど」の問題が発生するおそれもあるため、市民の安全安心を守るための十分なサポート体制が確立されていることが必要であると考えます。	条例第１２条第２項前段の確認行為について、主管課調達の物品、工事における業者選定時にどのような手法で確認するのか示してほしい。入札、契約時等以降については、ある意味機械的に誓約書提出等による排除手法は書かれているが、指名時における排除の方が重要で、実施（調査等）においては困難であると思われる。
暴力団排除条例の趣旨の則り、暴力団排除条項の追加について検討可能な条例、規則等	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例 過日の告発・逮捕・起訴処分についても、暴力団関係者であることを知ったのは、新聞報道であることから、許可申請時に警察との連携により、関係者であるか否かを把握し、そのことによって不許可とすることを考える必要がある。					

関係団体からの意見

団 体 名	条 項	意 見
亀岡市仏教会	第 1 4 条 (祭 礼 等 か らの 暴 力 団 排 除)	祭礼の中に仏教行事も含まれるようだが、「その他の 公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に 集合するような行事」は範囲が広く拡大解釈される恐 れはないか。 (時間的制約があり、仏教会として多くの意見を集約 することができなかった。)
亀岡市神職会		特に意見なし (すでに神社本庁から「暴力団排除条例の全国での施 行と今後の対応について」の文書が各宮司に届いてい るとのことで写しを添付いただきました。) ・警察の相談窓口と連携を密にして対応されたい。 ・神社の祭典及び行事等に暴力団を関与させないこと は当然だが、神社の諸活動においては暴力団に便宜を 図り、暴力団の活動を助長するおそれがないか十分に 留意願いたい。 等記載
亀岡建設業協会	第 1 2 条 第 2 項 (契 約 時 に おける措置)	「事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、 その土地引きの媒介をする者その他の関係者が暴力 団員等でないことを確認し、・・・」 確認の方法について具体的に説明されたい。 確認後、書面で暴力団員等でない旨を書面で誓約さ せる措置を行う。 条例の実効性が必要
亀岡商工会議所		

亀岡市暴力団排除条例（案）

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 市の施策

第1節 市の基本的な施策（第6条 - 第7条）

第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等（第8条）

第3節 公共工事からの暴力団排除（第9条）

第3章 事業者の遵守事項等（第10条 - 第13条）

第4章 祭礼等からの暴力団の排除（第14条）

第5章 青少年の健全育成を図るための措置（第15条）

第6章 雑則（第16条 - 第17条）

第7章 罰則（第18条 - 第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、亀岡市からの暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、**青少年の健全な育成を図る**ことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- （3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （4）暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者

- （5）市民等 市民（市内に住所を有する者及び通勤者、通学者等市内に滞在している者をいう。）及び事業者（市内で事業を行う個人及び法人をいう。）をいう。

- （6）公共工事 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除は、国、京都府、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、国、京都府、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴追センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進

するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 市の施策

第1節 市の基本的な施策

（市の事務事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して必要な広報及び啓発を行うものとする。

第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等

（市が設置した公の施設の使用の不承認等）

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

第3節 公共工事からの暴力団排除

（公共工事からの暴力団排除）

第9条 市は、公共工事を請け負わせる契約（以下「請負契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 市と請負契約を締結した者（以下「元請契約者」という。）は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約（以下「下請契約」という。）又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（以下「物品納入等契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者（以下「下請契約者」という。）は、市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

（1）元請契約者と下請契約を締結した者

（2）前号に掲げる者と下請契約を締結した者

（3）前号に掲げる者と下請契約を締結した者

（4）前号に掲げる者と下請契約を締結した者

（5）前号に掲げる者と下請契約を締結した者

（6）前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者（以下「物品納入等契約者等」という。）は、市の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者
 - (2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (4) 前項各号に掲げる者
 - (5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- 5 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額（市が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合については、この限りでない。
- 6 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

第3章 事業者の遵守事項等

(暴力団威力利用行為の禁止)

第10条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第11条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与を行ってはならない。

(契約時における措置)

第12条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

- (1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。
- (2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。

2 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(行政処分)

第13条 事業者が暴力団員等である場合又は第10条若しくは第11条の規定に違反した場合は、指名停止、入札参加資格取り消しその他の行政処分を行うものとする。

第4章 祭礼等からの暴力団排除

(祭礼等からの暴力団排除)

第14条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（次号に該当するものを除く。）。
- (3) 当該行事において、みこし等の運行に参加しようとする者又は露店を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これを参加させ、又はこれに露店を出させること。

2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 市は、行事主催者等において前項の措置が講じられるよう、当該行事主催者等に対し、京都府と共同して情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第5章 青少年の健全育成を図るための措置

（青少年に対する教育等のための措置）

- 第15条** 市は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る）をいう。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。
- 2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるよう努めるものとする。**この場合において、市は、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。**

第6章 雑則

（委任）

- 第16条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（適用上の注意）
- 第17条** この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第7章 罰則

（罰則）

- 第18条** 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 第9条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

（両罰規定）

- 第19条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成24年 月 日から施行する。

亀岡市議会総務文教常任委員会資料

平成24年 2月21日 総務部自治防災課

市民の誰もが犯罪の被害に遭う可能性のある中、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、市民すべての願いであり、これまでも行政、地域、そして市民一人ひとりが犯罪を抑止するための様々な取り組みを行ってきました。

しかし、犯罪による被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、その後も、心身の不調や苦痛、周囲の心ない言葉や態度により、精神的な苦しみを受けることがあります。また、職を失って収入が途絶したり、高度な医療費の支払い、犯罪の現場となった等の理由により従前の住居に住むことができなくなる等により、経済的に困窮することがあります。

犯罪被害者等は、このような、犯罪の二次被害に対して十分な支援を受けられず、深刻な状況に置かれています。

こうした状況を市民一人ひとりがしっかりと認識し、犯罪被害者等が元の平穏な日常生活を早期に取り戻すために、社会全体で支援していくことが大変重要となります。

亀岡市では、こうした犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するため、亀岡市犯罪被害者等支援条例を制定し、行政、関係機関、市民等が協力・連携し、犯罪被害者等の支援に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

亀岡市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、亀岡市における犯罪被害者等の支援に関する指針となるものです。

※ 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念や市及び市民等の責務を明確にし、犯罪被害者等の支援の施策の基本的事項を定めることにより、不幸にして犯罪等の被害に遭い、精神的、身体的、経済的に深刻な状況に置かれている犯罪被害者等が、できるだけ早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、その被害の早期回復・軽減を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- (3) 関係機関等 国、京都府その他の本市以外の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者及び市内において活動する事業者その他の団体をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で重要な意義をもつ用語について定義したものです。

(1) 犯罪等

* 「犯罪」とは、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味します。

犯罪の種別、故意・過失、起訴・不起訴の別は限定しません。

* 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条）など

(3) 関係機関等

* 「犯罪被害者等の支援を行う民間の団体」とは、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項）、その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援を推進するにあたっての理念を定めたものです。

* 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が必要とする支援を、適切に途切れることなく受けることができるよう行われる必要があります。

* 犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇に配慮するとともに、配慮に欠けた言動や個人情報の不適切な取扱いにより、その名誉・生活の平穏を害することのないよう十分配慮する必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するため、市が果たすべき責務について定めたものです。

* 市は、基本理念にのっとり、国及び京都府との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し実施するものとします。

* 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携・協力しなければならないものとします。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援に関する市民等の責務について定めたものです。

* 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないものとします。

(犯罪被害者等への支援)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

3 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等を行うことができる。

4 市は、前3項に規定する支援を総合的に行うための窓口及び連絡会議を設置するものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者の支援に関して、市が行う基本的な施策について定めたものです。

- * 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、京都府、京都府警察及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連絡等、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援を行うための調整を行うものとします。
- * 市は、犯罪被害者等の被害直後の速やかな経済的支援として、別に定める要綱に基づき、犯罪被害者等見舞金を給付するものとします。
- * 市は、犯罪の現場となった等の理由により従前の住居に住むことが困難となった犯罪被害者等に対し、市営住宅等の一時的な利用等の支援を行うものとします。
- * 市は、上記の支援の推進及び犯罪被害者等からの相談があった場合の、適切な対応などを総合的に行う窓口を担当課に設置するとともに、連絡会議を設置し、個別施策についての連絡調整を行うものとします。

(広報及び啓発)

第7条 市は、学校、家庭及び地域社会において、生命と人権を尊重するための活動を推進するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組みについて定めたものです。

- * 学校等において、自他の生命や人権を尊重する心などを育てる活動の推進を図るものとします。
- * 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、市民等が正しく理解し、市民等の協力の下に支援の施策が講じられていくよう、広報及び啓発に努めるものとします。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

本条は、この条例において定められる犯罪被害者等の支援について、除外する対象について定めたものです。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定められるもののほか必要な事項について、市長に決定を委任することを定めたものです。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案 件 名	亀岡市犯罪被害者等支援条例(案)	公 表 日	平成24年2月10日
上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見およびこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。 なお、最終案の内容は、別添のとおりです。			
意見募集期間	平成24年1月4日から平成24年1月31日まで	意 見 数	3
意 見 の 要 旨		亀 岡 市 の 考 え 方	
民間支援団体との連携が必要だと思います。		犯罪被害者等への途切れのない支援のためには、行政、民間の支援団体、市民等が連携、協力して取り組むことが重要であると考えております。	
亀岡市においても私たちの周りを見ても高齢化を迎えています。 市民が安心して暮らせる亀岡市を実現するために、被害者の支援に関わる機関や市だけでなく、地域、住民や民間のボランティア団体が一体となって被害者の方々のお手伝いが行えるように条例づくりを行っていただきたいと考えております。		本条例の目的は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むようになるまで、行政だけでなく、関係機関等との連携、協力のもと途切れのない支援をしていこうとするものであり、市民の方々に対しても、十分な配慮と支援への協力を求めています。 犯罪被害者等が置かれた状況を、市民一人ひとりが認識し、社会全体で支援することで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指していきたいと考えております。	
(6条関係) ① 京都府下の他の市の被害者支援条例では、「相談及び情報の提供等」、「見舞金の支給」、「住居の提供等」、など、それぞれその支援ごとに条文を設けて制定しているが、なぜ亀岡市は、「犯罪被害者等への支援」という形で一つの条文の中にまとめたのか。支援の性質等が違うので、別々の条文にした方がよいのではないか。 ② ①とも関連するが、6条に支援の内容をまとめたためか、「民間支援団体等との連携協力」について内容に組み込まれていない。特に被害者支援センター等との連携、支援は重要であると考えるので、きちんと明文で明記すべきではないか。 ③ 4項にある「連絡会議」とはどのようなものなのか。		① 確かに支援の性質等は違いますが、(犯罪被害者等への支援)という見出しで、本条例に基づき市が行おうとする犯罪被害者等への支援施策を一条にまとめたものです。 ② 第2条第3号において、「関係機関等」には、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体を含むとしております。 本条例案において、市は、関係機関等と連携、協力すること(第4条第2項)、犯罪被害者等の相談に応じ、関係機関等との連絡調整を行うこと(第6条第1項)、また市民等は、市及び関係機関等が行う支援に協力すること(第5条)と規定しており、民間の支援団体等との連携協力を条文化しています。 犯罪被害者等への途切れのない支援のためには、民間の支援団体との連携が重要であり、市としてもその活動を支援してまいりたいと考えております。 ③ 犯罪被害者等が直面している問題に、迅速に対応するため、市役所内の14課により構成し、相談案件に応じて関係する各課が適切な支援を総合的に行うために連絡調整するための組織です。	